

基幹災害医療センターに指定されました。

本院は、平成23年10月、新潟県の基幹災害医療センターとして、新たに指定を受けました。



基幹災害医療センターとは・・

災害拠点病院は、大規模災害において発災初期より被災地内での迅速な医療活動の拠点になるもので、新潟県では、15病院が指定されています。

本院は、その中心的な役割を担う“基幹災害医療センター”として、新潟県では長岡赤十字病院に加え、新たに指定されました。基幹災害医療センターの役割としては、地域災害医療センター等の災害時医療従事者に対する災害医療の教育・研修・訓練を行うこと、及び県内の消防機関、災害拠点病院と連携して、災害時には災害拠点病院間の患者転送と、緊急医療班派遣を調整するなど、広域的な災害時医療体制を図ることなどがあります。



本院では、従来、災害拠点病院(地域災害医療センター)に指定されておりましたが、全県を対象とした災害時医療救護活動の中心的な役割を期待され、今回の指定となりました。災害が発生した際においても、地域に根付く医療拠点としての使命を果たしていきます。